

令和4年度 第209回佐用町農業委員会会議録

令和4年10月20日、午後1時30分 佐用町役場西館2階にて召集した。

1. 出席者は次のとおりです。

	2番 山本 孝行	3番 蔭山 武喜
4番 大谷 明	5番 安本 隆己	6番 福田 範康
7番 竹内 辰巳	8番 間嶋 義弘	9番 松岡 英雄
10番 福原 正幸	11番 金谷 隆志	
13番 古川 由美		

2. 欠席委員は次のとおりです。

12番 花井 義信		

3. 委員及び傍聴人を除くほか、議場に出席した者の氏名は次のとおりです。

農地利用最適化推進委員 吉田 将光・藤本 浩・横山 隆夫・梅本 正見・
蔭山 哲博・高本 耕作・柿本 美満夫・谷口 茂博
事務局長 井土 達也、書記 押田 晃英・波戸 雄太

4. 会議案件は次のとおりです。

- (1) 会議録署名委員指名
- (2) 報告第1号 農地法第18条第6項の合意解約について
- (3) 議案第1号 農地法第3条の許可申請について
- (4) 議案第2号 農地法第3条第2項第5号の申請について
- (5) 議案第3号 非農地証明の交付申請について
- (6) 議案第4号 農業振興地域整備計画の変更について
- (5) 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について

5. 会議の顛末は次のとおりです。

事務局 定刻となりましたのでただいまより始めさせていただきます。それでは、会長からあいさつをお願いいたします。

議長 (福田会長) 皆様こんにちは。秋も深まる中、収穫も終盤に差し掛かっていることと思います。今週は天気もよかったです。秋空は変化も多く、先週は秋里で稲刈りをしているときに雨が降ってきて驚かされました。これからはそういった天候になるのかなと思います。農作業については天候に左右されますので、農業をさ

れておられる方は十分注意していただき、けがのないようにお願いします。朝晩も非常に寒くなっており、日中は暖かいです、かぜ等健康には気をつけてください。

それでは、佐用町農業委員会第 209 回 10 月定例委員会を開催いたします。本日の欠席委員は 1 名と、安本委員が遅れて出席されますので、ただいまの出席委員は 10 名でありますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により会議が成立しております。次に、佐用町農業委員会会議規則第 12 条第 1 項の規定に基づき、署名委員を指名させていただきます。安本委員が遅れて出席されますので、4 番の大谷委員と 7 番の竹内委員をお願いいたします。それでは、ただいまから議事に入ります。

報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について」を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について 農地法第 18 条第 6 項及び農地法施行規則第 68 条の規定により、下記の届出について受理したことをここに報告する。令和 4 年 10 月 20 日提出 佐用町農業委員会 会長 福田範康」7 件の申請がありました。

(議案第 1 号、議案書をもとに朗読)

議長 ただいま事務局より報告がありました、この案件につきまして、何かご意見質疑ございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 意見等がないようですので、承認してよろしいですか。

全員 はい。

議長 それでは、報告第 1 号の案件につきましては承認されました。次に、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について 農地法第 3 条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和 4 年 10 月 20 日提出 佐用町農業委員会 会長 福田範康」3 件の申請がありました。

(議案書をもとに朗読)

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。続いて 1 番の案件につきまして、大谷委員より説明願います。

4 番(大谷委員) 議席番号 4 番の大谷です。議案第 1 号 1 番の案件について説明いたします。

資料は 1 ページから 7 ページになります。現地確認については 10 月 12 日 13 時 30 分より、事務局の波戸さん、譲受人の ████████ 氏、世話人の ████████ 氏、██████ 氏と私の 5 人で行いました。申請地の所在は佐用町庵です。位置図と所在図のとおり、国道 373 号を平福から県道上三河・平福線を桑野方面へ約 1.3km ほど行った下庵集落内の山裾になります。本案件、実は第 206 回農業委員会で 2 件の 3 条

申請が許可されたものの引き続きの別件になります。今回の申請地のほか、まだ数筆の農地が残っており、交渉成立次第、改めて 3 条申請となりますのでよろしくをお願いします。では、経緯を口述します。譲渡人の■■■■さんは■■■■市在住で、ご家族も■■■■市に本拠を構えておられます。平成 26 年に一人暮らしのお父さんをなくされて、不動産の全てを相続されました。勤め先の定年後にはこちらへ帰る予定でしたがすでに■■■■才で体調も悪く、住宅も空き家バンクに登録されて手放すこととなりました。山林は佐用町に寄付、農地はできれば庵自治会内のどなたかに譲りうけてもらいたいと現在も相談と交渉を続けているところです。では、今回の申請地です。佐用町庵■■■■、農用地外、登記、現況とも畑、171 m²。佐用町庵■■■■、農用地外、登記、現況とも畑、168 m²。佐用町庵■■■■、農用地外、登記、現況とも畑、304 m²。合計 643 m²です。佐用町■■■■在住の■■■■さんと話がまとまりました。■■■■在住と申し上げましたが事情がありまして、■■■■さんは次男で、■■■■に家を新築されましたが、長男が亡くなり、現在は親の面倒をみるため■■■■と庵の半々の生活をされていますことを付け加えます。3 条許可基準に関する事項ですが、1 号の全部効率化要件については購入する農地はすべて耕作する計画です。前後しますが、ここで 5 号下限面積について先に報告します。議案書に記載されています経営面積は 12,301 m²となっていますが、実際のところ拠点とされている所から遠方で、狭い谷あいの周囲を山林で囲まれた耕作不能の農地が多いのが現実です。農地の集約化を進めるため、登記簿の整理を行っているところです。申請書に不実記載を避けるため、農地法第 3 条第 2 項第 5 号関係 5-1 における経営面積の現状として、取得後の経営面積は水稻・野菜・牧草・果樹あわせて 7,816 m²となります。3,000 m²を超え、問題ありません。2 号は個人ですので問題ありません。3 号は信託要件は該当しませんので問題ありません。4 号の農作業常時要件は本人が年間 150 日、母は高齢ですが畑で作業されているのをよく見かけます。6 号は登記簿のとおり問題ありません。7 号の地域調和条件については、集落の慣例に従って、農作業を行うとのこと。以上を踏まえまして、本案件については許可相当であると考えますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

- 議長 審議に入ります。1 番の案件につきまして何かご意見、質疑ございませんか。
（「ありません」の声あり）
- 議長 意見等が無いようでありますので、承認してよろしいですか。
- 全 員 はい。
- 議長 それでは 1 番の案件につきましては承認されました。続いて 2 番の案件につきまして、安本委員が遅れて出席されますので、遅らせていただきたいと思います。3 番の案件については、担当が私ですので、議事進行を山本職務代理にお願いしたいと思います。
- 職務代理 失礼します。それでは議事を進行します。3 番の案件について福田委員より説明を

願います。

6 番（福田委員）議席番号 6 番の福田です。議案第 1 号 3 番の案件について説明いたします。

資料は 29 ページから 33 ページになります。現地確認については、令和 4 年 10 月 11 日 9 時より、申請者代理人の■■■■事務所 2 名と事務局の波戸さん、福田の 4 名で行いました。申請場所は国道 179 号線佐用町実栗交差点から県道 240 号線を江川方面へ約 6km 北方面へ行き、甲大木谷集落内に位置します。申請の経緯ですが、■■■■さんは高齢のため農地の管理もできなくなり、以前から管理をしていた譲受人の■■■■さんに相談したところ売買の合意ができ、今回の申請となりました。3 条許可基準については、譲受人は農作業常時要件も年間 250 日以上従事され、家族 4 人もそれぞれ手伝っており、1 号、2 号、3 号、4 号とも問題ありません。5 号の下限面積については取得後の面積が 6,570 m²となるため問題ありません。6 号、7 号についても地元どうしですので問題なく、第 3 条 2 項の各号には該当しません。以上を踏まえまして本案件は許可が相当であると考えますので審議のほどよろしく願いいたします。

職務代理 審議に入ります。3 番の案件につきまして、何かご意見質疑ございますか。

（「ありません」の声あり）

職務代理 意見等が無いようでありますので、承認してよろしいですか。

全 員 （はい）

職務代理 それでは 3 番の案件につきましては承認されました。次の案件からは、会長に議事進行をお願いしたいと思います。

議 長 それでは議事を進行します。安本委員が来られましたので、2 番の案件について、安本委員より説明を願います。

5 番（安本委員）議席番号 5 番の安本です。議案第 1 号 2 番の案件について説明いたします。

資料は 8 ページからになります。現地確認については、令和 4 年 10 月 11 日 10 時より、事務局の波戸さん、押田さん、司法書士の■■■■さんとで行いました。申請場所は資料にありますように、平福駅の駅北の三叉路を右折し、上三河平福線を東に進み、桑野公民館の周辺に位置しています。譲渡人は高齢で、農地の管理ができないため、親族の知人が役員を務める■■■■に相談したところ、話がまとまり、今回の申請になりました。譲受人は所在が■■■■市にある農地所有適格法人で、会社の定款や謄本が提出されています。佐用町での耕作実績はありませんが、■■■■市及び■■■■市で合計 18,682 m²の農地を耕作しており、耕作証明書も提出されています。また、申請地のうち、田では米作を、畑ではそれぞれ地理条件に適した野菜等の作付を検討されており、地元への協力や共同作業等にも参加する旨の営農計画書も提出されています。3 条許可基準に関する事項ですが、1 号は全ての農地を耕作しているため問題ありません。2 号は農地所有適格法人であるため問題ありません。3 号は信託でないため問題ありません。4 号は年間 200 日従事されており問題ありません。5 号は取得後の面積が 26,053 m²とな

るため問題ありません。6号は登記簿のとおり問題ありません。7号は共同作業等へ従事されるため問題ありません。以上を踏まえまして、本案件については許可が相当であると考えますので審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 審議に入ります。2番の案件につきまして何かご意見、質疑ございませんか。

松岡委員 議案書の申請土地面積と計画面積が違うようですが。

事務局 失礼しました。当初申請時点では17筆の申請がありましたが、現地確認を行ったところ、農地の様相を呈していない土地が4筆あり、取り下げて非農地証明願の申請を指示いたしました。その際、計画面積を修正できておりませんでした。正しくは、計画面積7,371㎡、うち水稻4,052㎡、野菜3,319㎡となりますので、修正をお願いいたします。

もう一点補足いたします。佐用町では、町外の農地所有適格法人が農地を取得された事例はございませんでしたので、現地確認の際に詳しく事情を聞き取りしております。まず、生產品の販売・流通については、関連会社内で販売先を確保できているとのこと。農機具については、リースで確保し、佐用町桑野に保管する場所を確保しているとの確認を行っております。耕作する野菜については、他市町で栽培している米、いも、豆を現地の状況に応じて栽培するとのこと。また、申請者が所有する申請地周辺の山を、関連会社である[REDACTED]が購入していることから、農地として購入した後、太陽光等の事業に転用する意図があるかも確認しましたが、太陽光発電設備に転用するつもりは全くないと即答をいただいております。

大谷委員 4番の大谷です。報告第1号1番で、当該申請地の合意解約が行われており、現耕作者が農地をお返しした後、売買が行われますが、本当は返したくはなかったようです。この法人さんも、佐用で農業をやっていく足がかりにされるのかもしれませんが、そういった農振地も含まれておりますので、なんとかがんばってやっていただきたいと思っております。

議 長 審議に入ります。農業委員会としては、双方の合意ができており、書類も整っていることから、許可するほかないと思います。今後、転用等の申請が出た場合には指導するなど対応していき、注意して見守っていくということで、承認してよろしいですか。

全 員 はい。

議 長 それでは2番の案件につきましては承認されました。次に、議案第2号「農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積の指定について」を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第2号「農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積の指定について 農地法第5条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和4年10月20日提出 佐用町農業委員会 会長 福田範康」1件の申請がありました。
(議案第2号、議案書をもとに朗読)

議 長 ただいま事務局の説明が終わりました。続いて 1 番の案件につきまして、福原委員より説明願います。

10 番（福原委員）議席番号 10 番の福原です。議案第 2 号 1 番の案件について説明いたします。

資料は 34 ページから 40 ページになります。現地確認については、10 月 7 日 13 時 30 分より、商工観光課の大永さん、中本さん、事務局の押田さん、波戸さんと私の 5 人で行いました。申請場所は資料にありますように、上三河の■■■■の裏手になり、空き家は■■■■西側二軒目になります。申請の経緯ですが、申請人は、平成 5 年 10 月に相続で申請地を入手され、住まいは■■■■市でしたが、母親が一人住まいになり、その様子見と畑地管理のために帰ってこられてました。しかしながら、母親が今年 2 月に高齢者施設に入所され、空き家となったため、家を空き家バンクに登録されましたが、このたび申請地もセットで売買したいということで今回の申請となりました。申請地の状況は草刈りはされておりましたが、遊休農地となっていました。下限面積緩和の判断については、今回セットで売買される空き家は農地から 30m ほどのところにあります。また、現在賃借等の権利設定は行われておらず、農地に関する補助金の対象農地にはなっていません。以上を踏まえまして本件は別段の面積を 1 ㎡としても問題ないと考えますので審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 審議に入ります。1 番の案件につきまして何かご意見、質疑ございませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 意見等が無いようでありますので、1 番の案件につきましては、別段の面積を 1 ㎡と決定してよろしいですか。

全 員 はい。

議 長 それでは 1 番の案件につきましては別段の面積を 1 ㎡と決定されました。次に、議案第 3 号「非農地証明交付申請の承認について」を議題といたします。事務局より説明願います。

事 務 局 議案第 3 号「非農地証明交付申請の承認について 下記農地について、非農地証明の交付申請があったので審議を求める。 令和 4 年 10 月 20 日提出 佐用町農業委員会 会長 福田範康」3 件の申請がありました。

（議案第 3 号、議案書をもとに朗読）

議 長 ただいま事務局の説明が終わりました。続いて 1 番と 2 番の案件につきまして、間嶋委員より説明願います。

8 番（間嶋委員）議席番号 8 番の間嶋です。議案第 3 号 1 番の案件について説明いたします。

資料は 41 ページからになります。現地確認については 10 月 12 日 10 時 30 分より、事務局の波戸さん、行政書士の■■■■さんで行いました。申請場所は資料にありますように、円光寺集落平瀬地区の国道トンネル東側に位置しています。申請人は、本件申請地には昭和 52 年に住宅が新築され、翌年に一部改築されに 63 年には車庫が新築されました。今回、当申請地を後継者に贈与するにあたり調査し

たところ、登記簿上の地目が畑のままであることが発覚しました。については現況通り宅地に地目変更したいとのことで今回の申請にいたっています。現況ですが、本件申請地には住宅と車庫そして敷地内の一部を菜園場として利用されていましたが、昭和 53 年以前より宅地課税されてきた土地で現況及び利用状況は宅地となっています。この件については自治会長の証明と隣接地所有者の同意書、申請者からの始末書も添付されています。さきほどのことは、非農地証明の審査基準 3-(2) 農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に当てはまります。また、自治会長の同意も得られていますので、問題ないと思います。以上を踏まえまして、本案件については許可相当であると考えますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。

続いて、議案第 3 号 2 番の案件について説明いたします。資料は 47 ページからになります。現地確認については 10 月 12 日 10 時より、事務局の波戸さん、行政書士の■■■■さんと行いました。申請場所は資料にありますように、大酒集落公民館の国道 373 号を挟む向かい側に位置しています。申請人は、亡くなったご主人の父親が昭和 40 年代後半ごろから保全管理もされないまま不作付け地となり、雑木が生い茂り、山林となっています。この土地を今回申請人が自己名義に相続登記申請を行ったところ、登記簿上の地目が畑であると指摘を受けました。申請人は■■■■在住で、山林化した土地を譲渡したいとのことで本申請にいたっております。現況ですが、昭和 40 年代後半から不作付け地となり、管理もされないまま雑木が生い茂り、山林化し現在にいたっています。この件については自治会長の証明と隣接地所有者の同意書、申請者からの始末書も添付されています。さきほどのことは、非農地証明の審査基準 3-(2) 農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に当てはまります。また、自治会長の同意も得られていますので、問題ないと思います。以上を踏まえまして、本案件については許可相当であると考えますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 審議については 1 件ずつ行います。1 番の案件につきまして何かご意見、質疑ございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 意見等が無いようでありますので、承認してよろしいですか。

全 員 はい。

議 長 それでは 1 番の案件につきましては承認されました。つづいて、2 番の案件につきまして何かご意見、質疑ございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 意見等が無いようでありますので、承認してよろしいですか。

全 員 はい。

議 長 それでは 2 番の案件につきましては承認されました。続いて 3 番の案件につきまして、古川委員より説明願います。

13 番（古川委員）議席番号 13 番の古川です。議案第 3 号 3 番の案件について説明いたします。

資料は 53 ページからになります。現地確認については 10 月 12 日 11 時より、事務局の波戸さん、申請人の■■■■さんと私で行いました。今回の申請場所は 3 筆あり、■■■■は国道 179 号線太田井橋を三河方面へ行き、左手集落山上にある下徳久神社参道の左下にある惣田池の一番奥に位置しています。以前は栗の木が植わっていて、下草刈りもされていましたが、今は栗の木も伐採され、通路のある護岸も浸食されて危険なため行き来することも少なくなり、現在は原野状態になっています。また、■■■■と■■■■は下徳久駐在所前から佐用へぬける県道横坂下徳久線に入り、200mほど先の道路沿いの右手、谷川を渡った山あい位置し、以前 20 番 27 に植わっていた杉は伐採された状態で現在は下草に埋もれ、134 番には現在も杉が植わった状態になっています。申請人の■■■■さんは昭和 62 年に亡くなられたお父さんから相続された農地の中で、今回の申請地に関しては今後活用する意思がないので、売却しようと考え調査したところ、現況は農地ではない状態になっていることがわかり、この度の申請となりました。先ほどの申請地は、非農地証明の審査基準の 3-(2)農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に当てはまり、また隣接者の同意書、自治会長・水利代表者の同意書並びに本人の始末書もつけての申請なので問題ないと思います。以上を踏まえまして、本案件については許可相当であると考えますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 審議に入ります。3 番の案件につきまして何かご意見、質疑ございませんか。
（「ありません」の声あり）

議 長 意見等が無いようでありますので、承認してよろしいですか。
全 員 はい。

議 長 それでは 3 番の案件につきましては承認されました。続いて、議案第 4 号「農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 議案第 4 号「農業振興地域整備計画の変更について 農業振興地域整備計画の農区域からの除外について、下記農地の申請があったので意見を求める 令和 4 年 10 月 20 日提出 佐用町農業委員会 会長 福田範康」
（議案第 4 号、議案書をもとに朗読）

議 長 ただ今事務局より説明がありました。何かご意見、質疑ございませんか。
（「ありません」の声あり）

議 長 意見等が無いようですので、決定してよろしいですか。
全 員 はい。

議 長 それでは議案第 4 号については原案通り決定されました。続いて、議案第 5 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 5 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について 農業経営基盤促進法第 18 条第 1 項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める 令和 4 年 10 月 20 日提出 佐用町農業委員会 会長 福田範康」

(議案第 4 号、議案書をもとに朗読)

議長 ただ今説明がありましたような利用集積計画となっております。何かご意見、質疑ございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 意見等が無いようですので、決定してよろしいですか。

全員 はい。

議長 それでは議案第 4 号については原案通り決定されました。

それでは本日の議案審議につきましては以上をもちまして終了いたします。

(午後 2 時 30 分 閉会)

令和 4 年 10 月 20 日

議長 _____ ⑩

4 番 _____ ⑩

7 番 _____ ⑩